

議案第14号

南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について

提案理由

北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため、所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱（平成25年南島原市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>認定こども園</u>関係者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>幼稚園</u>関係者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成25年3月26日教育委員会告示第6号

南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南島原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に資するため、南島原市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画の内容について検討及び協議する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小・中学校保護者代表
- (3) 認定こども園関係者
- (4) 保育所関係者
- (5) 小・中学校関係者

3 委員の任期は、基本計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、検討委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

議案第15号

南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について

提案理由

就学援助の対象者について、要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者について、所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示

南島原市就学援助事務取扱要綱（平成30年南島原市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ（イ）を次のように改める。

（イ） 経済的に困窮している者であつて、その世帯の収入が教育委員会が定めた基準額以下であるもの

第2条第2号イに次のように加える。

（ウ） 災害、その他特別の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認める者

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助の支給対象となる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者（以下「<u>準要保護者</u>」という。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 経済的に困窮している者であって、その世帯の収入が教育委員会が定めた基準額以下であるもの</u></p> <p><u>(ウ) 災害、その他特別の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認める者</u></p>	<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助の支給対象となる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者（以下「<u>準要保護者</u>」という。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その他生活状態が悪いと認められる者</u></p>

○南島原市就学援助事務取扱要綱

平成30年10月30日教育委員会告示第4号

南島原市就学援助事務取扱要綱

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は就学予定者（南島原市立小中学校の就学予定者で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

（就学援助の対象者）

第2条 就学援助の支給対象となる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）

（2）次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア）生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

（イ）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

（ウ）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

（エ）長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第23条の2の規定に基づく個人の事業税の減免

（オ）南島原市税条例（平成18年南島原市条例第43号）第24条の規定に基づく市民税の非課税又は同条例第51条の規定に基づく市民税の減免

（カ）南島原市税条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免

（キ）南島原市国民健康保険税条例（平成18年南島原市条例第44号）第25条の規定に基づく国民健康保険税の減免

（ク）生活福祉資金による貸付け

イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

（ア）失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

（イ）経済的に困窮している者であって、その世帯の収入が教育委員会が定めた基準額以下であるもの

（ウ）災害、その他特別の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認める者

（就学援助の費目）

第3条 就学援助は、次の各号に掲げる費目を対象とする。

（1）新入学児童生徒学用品費

- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病）
- (8) 通学費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている保護者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

（就学援助の申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める申請書に必要な書類を添えて、児童生徒が在学する学校又は就学予定者が入学する予定の学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育委員会へ提出しなければならない。

（就学援助の認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、就学援助認定の可否を決定し、その結果を校長及び保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、必要に応じ、校長、民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができる。

（支給方法及び時期）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）に第3条に規定する就学援助の費用（以下「就学援助費」という。）を支給する。

2 就学援助費は、原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。ただし、学校給食費は校長に、医療費は医療機関に対して支払う。

3 就学援助費の支給時期については、教育長が別に定める。

（申請内容の変更）

第7条 受給者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請内容に変更があったときは、速やかに校長を経由して教育委員会に報告しなければならない。

（年度途中の認定及び支給額）

第8条 教育委員会は、転学、災害等により、年度の途中において就学援助費の支給を受けようとする保護者については、第4条及び第5条の規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、申請のあった日の属する月（以下この項において「申請月」という。）の翌月から支給する。ただし、申請のあった日が申請月の初日である場合は、その月から支給する。

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、校長及び保護者に通知するものとする。

- (1) 要保護及び準要保護児童生徒が転出又は死亡したとき。
- (2) 就学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。
- (3) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の属する月の末日までとする。ただし、当該事由が発生した日が月の初日の場合は、前月の末日までとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

議案第16号

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示について

提案理由

南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、要綱を廃止するもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示
南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱（令和元年南島原市告示第52号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、南島原市立幼稚園又は新制度未移行幼稚園（以下「幼稚園等」という。）を利用する児童の給食の副食に係る費用（以下「副食費」という。）を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的に、幼稚園等に入園する児童の保護者に対し、予算の定めるところにより、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新制度未移行幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第2号に規定する幼稚園をいう。
- (2) 児童 南島原市の区域内に住所を有する者であつて、法第19条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもに該当する小学校就学前子ども又は法第30条の4第1号に掲げる施設等利用給付認定子どもに該当する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該児童を養育している者をいう。
- (4) 申請者 幼稚園等に入園する児童の保護者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、前条第4号に定める申請者とする。

(補助金の対象となる経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項に規定する費用のうち、幼稚園等を利用する児童（小学校第3学年修了前子どもがいる場合における小学校就学前子どものうち、最年長者及び2番目の年長者である児童をいう。）の保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての市町村民税所得割合算額が77,101円以上である者に対する副食の提供に要する費用とする。

2 補助金の額は、児童1人当たり月額2,460円を上限とし、その計算方法は、給食費に10分の6を乗じた額とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の申請から受領までの権限を、南島原市学校給食会北有馬給食センターに委任することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月5日から施行し、令和元年10月以後の月分の補助金から適用する。

議案第17号

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について

提案理由

令和元年10月1日からの幼児教育の無償化の実施に伴い、要綱を廃止するもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年3月31日教育委員会告示第4号

改正

平成18年6月23日教委告示第8号

平成19年5月22日教育委員会告示第2号

平成30年8月30日教育委員会告示第3号

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者が保育料等減免をする場合に、南島原市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）が定める補助の対象及び補助額とする。

(補助の申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに提出しなければならない。

(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）

(3) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則など）

2 前項第2号の調書には、市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書（写し）を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(補助金交付の通知)

第4条 教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(減免措置の報告)

第5条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月31日までに教育委員会に報告するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

(証拠書類)

第7条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした保育料等減免確認書（様式第5号）を備えておかななければならない。

(証拠書類の提出)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認められるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の平成15年度深江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年深江町要綱第1号）又は有家町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和49年有家町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日教委告示第8号）

この告示は、平成18年6月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月22日教委告示第2号）

この告示は、平成19年5月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月30日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

南島原市長 様

幼稚園長 印

年度幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を（ 年 月 日付け第 号による交付申請額を変更して）下記のとおり交付されるよう、南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

補助金交付申請額		円
変 更	既 申 請 額	円
	増（△減）額	円

様式第2号 (第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

単位：円

保育料等減免措置階層区分	A 補 助 対 象 金 額	B 人 員	C A×B	備 考
生活保護法世帯・市町 村民税非課税世帯	第 1 子			
	第 2 子			
	第 3 子以降			
	満 3 歳			
市町村民税所得割 非 課 税 世 帯	第 1 子			
	第 2 子			
	第 3 子以降			
	満 3 歳			
市町村民税所得割課税 額 77,100円以下 の世帯	第 1 子			
	第 2 子			
	第 3 子以降			
	満 3 歳			
市町村民税所得割課税 額 211,200円以下 の世帯	第 1 子			
	第 2 子			
	第 3 子以降			
	満 3 歳			
計				

参考

年 月 日

園 児 総 数 A	保育料等減免措置対象園児等 B				備 考
	生活保護法 世帯・市町 村民税非課 税世帯	市町村民税 所得割非課 税世帯	市町村民税 所得課税額 77,100円以 下の世帯	市町村民税 所得課税額 211,200円 以下の世帯	
5 歳 児					
4 歳 児					
3 歳 児					
満 3 歳 児					
計					

様式第3号 (第3条関係)

保育料等減免措置に関する訓書

年 月 日作成

在園幼児の氏名 男・女 年 月 日生満 歳 月		在園幼稚園名			
幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)					
氏 名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	市町村民税課税額	
				均等割額	所得割額
	(歳)			円	円
在園児の保護者の 現住所、氏名	現住所		氏 名		㊟

上記の者は、当幼稚園児であることを証明します。

幼稚園長
又は設置者

㊟

南島原市長 様

※幼児の属する世帯の状況欄には、幼児と生計を共にする者について記入のこと。

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

南島原市長 様

幼稚園長 園

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

保育料等減免措置階層区分	補助対象額 A円	補助対象人員 B人	A×B C	補助金交付決定額 D	CとDのうち低い方の額	不要額 E
生活保護法世帯・市町村民税非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
計						

様式第5号 (第7条関係)

保育料等減免確認書

保護者住所

氏名

Ⓢ

幼児（ ）に係る入園料、保育料について（ ）円の減免を受けたことを確認します。

年 月 日

幼稚園長 様

議案第18号

南島原市教育委員会事務決裁規程の制定について

提案理由

南島原市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁については、南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）第7条の「教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。」の規定に基づき、南島原市事務決裁規程（平成18年南島原市訓令第3号）の規定を準用し、専決等の事務処理を行っているが、この場合の読み替え規定が無く、また、教育委員会の固有の事務について決裁権者等に疑義が生じることがあるため、新たに制定するもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市教育委員会事務決裁規程

(目的)

第1条 この訓令は、南島原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する次の事務（南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第1号）に基づき、小学校及び中学校の校長に委任された事項並びに校長及び学校支援共同実施室長の専決事項とされたものを除く。）の決裁について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務の合理的かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の教育委員会の職務権限について、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（平成18年南島原市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき教育長に委任された事務

(2) 南島原市教育委員会に対する事務委任規則（平成18年南島原市規則第53号）に基づき南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任された事務について、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条の規定に基づき教育長に委任された事務

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 教育長又は専決者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務について、その意思を決定すること。

(2) 専決 教育長の権限に属する事務について、この訓令に定める者が決裁すること。

(3) 専決者 専決する権限を与えられた職員

(4) 代決 決裁権者が不在である場合に、この訓令に定める者が代わって決裁すること。

(5) 代決者 代決する権限を与えられた職員

(6) 教育次長 南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号。以下「事務局組織規則」という。）に規定する教育次長

(7) 理事 事務局組織規則第6条第2項において準用する南島原市行政組織規則（平成18年南島原市規則第3号）に規定する理事

(8) 課長等 事務局組織規則に規定する課長及び室長

(9) 班長 事務局組織規則に規定する班をとりまとめ、所属職員を指揮監督する者

(10) 課等 事務局組織規則に規定する課及び室

(11) 合議 起案の内容が他の課等の所管範囲にわたる場合又は他の課等の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の課等の承認を受けるよう起案文書を回付すること。

(事案決裁の原則)

第3条 事案の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。

(決裁の効力)

第4条 この訓令に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。

2 前項の場合において、次条に規定する事案で指定されているものにあつては、その指定先に合議しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、他の課等に関連のある事案であると認めるときは、当該課等に合議又は供覧しなければならない。

(決裁事項)

第6条 教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項（南島原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年南島原市規則第153号）第2条の規定に基づき教育長及び教育委員会事務局の職員が補助執行する事務の処理について、同規則第5条において南島原市事務決裁規程（平成18年南島原市訓令第3号）の規定を準用する場合を除く。）は、南島原市事務決裁規程第6条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表第1決裁権者欄中「市長」及び「副市長」とあるのは「教育長」と、「部長」とあるのは「教育次長」と読み替えるものとする。

(専決できない事項)

第7条 重要な事項及び異例又は疑義のある事項については、専決することができない。

2 前項に規定する重要な事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会の招集及び議案の決定
- (2) 訴訟、調停、不服申立て、和解、あっせん及び仲裁
- (3) 重要な寄附の受納
- (4) 重要な許可、認可等の処分
- (5) 重要な表彰の被表彰者の推薦
- (6) 重要な申請、照会、報告及び通知
- (7) 重要な陳情等の処理
- (8) 他の行政機関との重要な協議

3 前2項の規定にかかわらず、その処理についてあらかじめ教育長の指示を受けたものについては、教育次長までの決裁により当該事項を処理することができる。この場合において、教育次長は、当該処理をした内容について速やかに教育長に報告しなければならない。

(代決の範囲)

第8条 代決は、決裁権者が出張、病気等により決裁することができない場合に、あらかじめ指示を受けた事項を処理しなければならないとき及び緊急に処理しなければならない事態が生じたときに限るものとする。

(代決者)

第9条 教育長の決裁を受けるべき事項及び教育次長以下の職員の専決事項の代決者は、別表第2のとおりとする。

(代決後の手続)

第10条 代決をした事務については、施行後速やかに関係上司に報告し、又は関係文書を関係上司の閲覧に供さなければならない。

(専決者及び代決者が不在の場合の決裁)

第11条 専決者及び代決者がともに不在の場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、当該専決者の直近上位の職にある者が決裁をすることができる。

(非常災害時等の事務処理)

第12条 教育長は、非常災害時等緊急の必要があると認めるときは、この訓令の規定にかかわらず、別に指示することがある。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の教育委員会の職務権限について、教育長に委任された事務

番号	項目名	決裁権者			指定合議先	通知先
		課長等	教育次長	教育長		
1	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する学校その他の教育機関をいう。以下「学校その他の教育機関」という。）の管理に関する事					
	(1) 学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項に関する規則を定める場合に、新たに予算を伴うこととなるものについての市長との協議に関する事	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 学校運営協議会を置く学校の指定に関する事			○		
	(3) 学校支援共同実施室の組織及び運営に関する事	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(4) 学校の休業日に関する事			○		
	(5) その他学校その他の教育機関の管理に関する事	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
2	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事					
	(1) 教育財産の取得についての市長への申出に関する事	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 教育財産の保存、利用及び改良の方針に関する事			○		
	(3) 教育財産の使用許可に関する事	○				
	(4) その他教育財産の管理に関する事	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
3	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事					
	(1) 教育委員会の所管に属する各種委員（附属機関等の委員を除く。）の任命又は委嘱に関する事			○		
	(2) 県費負担教職員の任免その他の進退（県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申を除く。）の内申に関する事			○		
	(3) 県費負担教職員のサービスの監督に関する事			○		
	(4) 県費負担教職員の人事評価に関する事			○		
	(5) 学校に勤務させる非常勤の講師の			○		

	派遣に関すること。					
	(6) 学校に派遣された非常勤の講師のサービスの監督に関すること。			○		
	(7) 学校支援共同実施室の室長及び副室長の任命に関すること。			○		
	(8) 小学校及び中学校に置く教務主任、保健主事、学年主任、研究主任及び司書教諭の任命に関すること。			○		
	(9) 小学校に置く生活指導主任の任命に関すること。			○		
	(10) 中学校に置く生徒指導主事及び進路指導主事の任命に関すること。			○		
	(11) 分校に置く分校主任の任命に関すること。			○		
	(12) 会計年度任用職員（外国語指導助手及び英語指導助手を含む。）の人事に関すること。					
	ア 任用に関すること。		○		人事課長 教育総務課長	
	イ 配属に関すること。		○			
	ウ 勤務条件に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	エ サービスに関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	オ 人事評価に関すること。		○			
	(13) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。			○		
	(14) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の人事に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
4	学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学（学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更を除く。）に関すること。					
	(1) 学齢生徒及び学齢児童の出席停止に関すること。			○		
	(2) その他学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
5	教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
6	教科書その他の教材の取扱い（教科用図書の採択に関する基本方針の定めを除く。）に関すること。					
	(1) 教科書以外の教材に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
7	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備（学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更を除く。）に関すること。					

	(1) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の基本的な整備計画に関すること。			○		
	(2) その他施設設備の整備に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
8	校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
9	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関すること。					
	(1) 健康診断その他学校における保健に関し、長崎県知事に協力を求めること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 生徒及び児童の事故等に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(3) その他教育関係職員並びに生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
10	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
11	学校給食に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
12	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。					
	(1) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業の基本となる計画に関すること。			○		
	(2) 各種事業、講座等の推進に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	ウ 講師に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(3) その他社会教育に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
13	スポーツに関すること。					
	(1) スポーツの基本となる計画に関すること。			○		
	(2) 各種事業、講座等の推進に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	ウ 講師に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		

				の		
	(3) その他スポーツに関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
14	文化財の保護（市文化財の指定又は指定の解除を除く。）に関すること。					
	(1) 文化財の保護の基本となる計画に関すること。			○		
	(2) 埋蔵文化財の発掘及び保管に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(3) 文化財の調査研究に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(4) 文化財の活用に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(5) その他文化財の保護に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
15	ユネスコ活動に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
16	教育に関する法人に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
17	教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
18	所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
19	その他市の区域内における教育に関する事務に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		

2 南島原市教育委員会に対する事務委任規則に基づき教育委員会に委任された事務について、教育長に委任された事務

番号	項目名	決裁権者			指定合議先	通知先
		課長等	教育次長	教育長		
1	教育委員会の所管に属する公の施設の管理並びに使用料の徴収及び減額又は免除に関すること。					

	(1) 公の施設の維持及び管理運営に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 公の施設の使用料の徴収に関すること。	○				
	(3) 公の施設の使用料の減額又は免除に関すること。	○				
	(4) その他公の施設に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
2	教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減額又は免除に関すること。		○		総務部長 管財契約課長	
3	奨学資金の貸付けに関すること。					
	(1) 奨学資金の借入れの募集に関すること。	○				
	(2) 奨学資金貸付審議会に関すること。			○		
	(3) 奨学資金貸付けの決定に関すること。			○		
	(4) 奨学資金の貸付けを実行すること。	○				
	(5) 奨学資金の償還に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(6) その他奨学資金に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		

別表第2（第9条関係）

代決者

1 教育長の事務の代決

決裁者	代決者
教育長	教育次長

2 専決事務の代決

専決者	代決者
教育次長	理事（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務に限る。）又は主務課長（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務を除く。）
課長等	主務班長